

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竹田市長 土居 昌弘

市町村名 (市町村コード)	竹田市 (442089)
地域名 (地域内農業集落名)	直入地域 (上野、筒井、長野、日向塚、栃原、桑畑、新田、下河原、原、柚子子、仲村、久保、社家、下迫、山中、沢水、辻、冬田、湯ノ原、神堤、原口、名子山、釘小野、城後、二又、梶屋、草深、橘木、仲村、山浦、小津留、飛竜野、芹川、塩手、藤目、須郷、神ノ原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域で高齢化が進む中、農地だけではなく、水路・農道の管理が継続できなくなる状況が近づいている。中心的な担い手となる法人・営農組織は、ここ数年の生産費・人件費の上昇によりも経営が厳しくなり、オペレーターの給与が上げられないなど、担い手組織が後継者に対する魅力を持つことができない状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米の価格の上昇は明るい材料である。引き続き、水稻・WCS栽培と畜産経営が連携して、中山間を維持していく。
・基盤整備を利用した畑地化により、単価の良い野菜作物を生産する。法人を中心に米・野菜を計画的に年間を通して生産を行うことで、後継者が安心して就農できる環境を整える。また、規格外野菜の活用、販売を模索し、収入源の一つに育てる。
・農地管理については「集落単位」から「広域」での管理へ移行していく。法人や営農組合の合併も選択肢として、農地管理の省力化を進め、農林事業・SNS・ふるさと納税の活用も取り組み、地域外からの就農者も募る体制をつくる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	718.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	477 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内・農地台帳農地のうち、中山間直接支払事業協定により管理されている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。南部地区(筒井・長野・日向塚・栃原)では、計画されている基盤整備事業を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、担い手として育成していくため、行政・JAなど関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。具体的には、機械共同利用の広域化、維持管理サポート体制の構築などの仕組みをつくる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率が期待できる防除作業などは、農事組合法人や営農組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップづくり(防護柵設置箇所、被害発生場所など)や捕獲体制の構築に取り組む。

④、⑤収益性の高いトマトやミニトマト、ピーマン、花きなどの園芸作物。ブドウのなどの果樹生産に取り組む。